

第十三回 参議院労働委員会會議録第十九号

昭和二十七年六月十六日(月曜日)午前
十時五十九分開会

委員の異動

本日委員高橋龍太郎君辞任につき、その補欠として小林政夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中村 正雄君
理事 安井 謙君
波多野林一君
村尾 重雄君

委員

上原 正吉君
木村 守江君
九鬼紋十郎君
一松 政二君
小林 政夫君
早川 慎一君
菊川 孝夫君
重盛 壽治君
堀木 鐵三君
堀 展孝君

國務大臣

労働大臣 吉武 恵市君
厚生大臣 吉武 恵市君

政府委員

労働政務次官 溝口 三郎君
労働省労働局長 賀来才二郎君
労働省労働基準局長 亀井 光君
事務局長 磯部 巖君

常任委員 磯部 巖君
専門委員 磯部 巖君

常任委員 高戸義太郎君
専門委員 高戸義太郎君

本日の會議に付した事件

○労働行政の実情に関する調査の件
(技能者養成審議会へ対する諮問に関する件)

○労働基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働関係法規改廃問題に関する調査の件(労働組合に対する全国選管管理委員会の通達に関する件)(国際労働条約批准促進に関する決議案の件)

○委員長(中村正雄君) 只今より會議を開きます。

本日は日程に従いまして労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案の内容の審議に入る前に、労働大臣にお尋ねしたい点が一つあります。それは労働省所管で、技能者養成審議会という委員会があるわけですが、昨年の十一月の二十日、これに對しまして労働大臣から労働省発基第九六号を以て「独立国家としてわが国が国際経済に参加するにあたり、生産企業における技能訓練計画を積極的に発展せしめ、技能の向上と労働能率の増進を図り、以て労働生産性の水準を高めなければならないが、これに對処するため技能行政の運営について再検討を加える必要がある」と認められる。如何なる措置を講ずべきか。貴会の意見を問う。という諮問が發せられております。これに對しま

して技能者養成審議会におきましては、直ちに委員会を開きまして、去る五月三十一日、技能行政の運営に関する答申というものを審議会の会長桐原君から労働大臣に答申いたしておられます。内容は省略いたしますが、この答申に基きまして、労働省としてはどういふふうな今後処置を講ぜられるか。勿論これに關しましては相当予算面の必要もあると思ひますが、これに關連しての労働大臣の見解を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(吉武恵市君) 只今委員長からお言葉がございましたように、我が国の独立後における経済自立の上において、労働者各位の技能の向上に待つべき点が多いと存じまして、お話のごとく審議会に諮問をいたしましたところ、去る五月三十一日でございますが、答申がございまして、いづれも長い間御検討になりました結果でございます。御尤もだと思ひますが、そのまゝを直ちに実施するということがはむずかしい点もあつたようでございす。併しながら、その趣旨はいずれも結構でございますので、私どもとしては一時に全部が実施できませんで、徐々にでもそれを取上げてまして実施に移したい、かように存じております。大体の狙いはおわかりでございます。労働省の立場というものは、どちらかというところ監督的、いわゆる徒弟を監督するという立場だけ取上げて来たわけでありすが、もう今日になります

れば、もう一歩積極的に、技能の向上に政府みずからもこれに乗り出して行く必要がある、こういうことが要点であつたようであります。私どもも、もうその時期であらうと思ひまして、予算的処置の必要なものもあると思ひますが、これは今直ちにというわけには行きませんけれども、私としては努力をいたして行くつもりでおります。

○委員長(中村正雄君) 重ねてお尋ねしますが、この答申は大体十三項目に分れておると思うのですが、これについては直ちに実施できるものも相当あると思ふわけなんです。抽象的に、できるものからやつて行くということではなくて、具体的に、こういうものについては直ちにやるとか何とかという具体的な方針が基準局を中心としておありであれば、見解を表明願ひたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) その問題につきましては、先般審議会を開きまして、全体的な問題といたしましては、最終的に単独法を作りたいというのが答申の趣旨でございますが、その段階におきまして、なおできるものから速急にやるべきであるということで、目下審議会での順序を、どの問題から先ず取上げて行くかという問題を今検討願つておる次第でございます。我々としては、その検討と相並行しまして、行政の面にそれを行きかしたというふうな考へております。

○委員長(中村正雄君) そうしますと、これは答申が、前大臣のとき諮問されたわけでありすが、けれども、労働省としても、この答申に従つて実行できるものから直ちに実行したい、調査なり研究をやつておられると、こういうふうな考へていいわけですね。

○政府委員(亀井光君) その通りでございます。

○委員長(中村正雄君) それじや一応質問はその程度にしまして、堀君の午後には廻します。

○委員長(中村正雄君) 直ちに、議題になつております労働基準法の一部を改正する法律案を議題にいたします。これはこの前日程を組むときにお話しましたように、大体第一議會といたしまして、全般的の質疑のあらましをやりたいて、こういうわけでありすので、基準法を一条ごとにする必要はなくして、全体的な質疑を行いたいと思ひますので、この前提案理由の説明並びに細目の説明があつたわけですが、この前の説明に補足すべき説明の点があれば、基準局長から御説明願つて質疑に入りたいたいと思ひます。基準局長如何ですか。

○政府委員(亀井光君) 大体各条ごとに御説明を申上げた次第でございます。御質問がございますれば、お答えをいたしたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) では本法案の質疑に入りたいたいと思ひます。自由党のほうから御質疑ありませんか。安井さんありませんか。

○安井謙君 別にありません。

○委員長(中村正雄君) 緑風会の方はどうです。

○早川一君 基準法についてはよろしいです。

○委員長(中村正雄君) 社会党の第四控室はまだ見ていないので、第二控室の村尾君ありませんか。

○村尾重雄君 五十四条の新たに加えられた「但し、仮設の建設物又は設備で命令で定める危険又は衛生上有害でないものについては、この限りでない。」という仮設建設物の一応具体的な内容についてちよつと伺いたい。

○政府委員(亀井光君) この仮設物の範囲につきましては、目下労働基準審議会安全衛生部会におきまして、検討を加えられておりますが、今の段階におきましては、この仮設物の範囲をどういうふうに限定するかという問題につきましては、やはりその使用する期間で制限するのがいいのじやないかろうか、例えば三カ月で撤去する、或いは六カ月で撤去するというふうな期間で制限するのがいいのじやないかと、今検討が進められております。それから業務の種類につきましては、危険有害な業務につきましては、基準法の施行規則で列挙いたしておりますので、その範囲から必要なものをピックアップしまして、そういう危険有害でないものを指定したいという検討をいたしておるところでございます。

○村尾重雄君 例えは一カ月なら一カ月の事業に使用する場合がありまね。それから一カ月なら一カ月の仮設建築物取締法等によつて一応撤去するという建前になつております各地方における届出の、例えば興行物であると

か、かなり見ておきますと、非常に危険な、而も大勢の人が従事しているように思う、ああいう臨時的な建物について、それから又工場設備について一カ月という短期間のものややはり届出を要しないということになるのですか。

○政府委員(亀井光君) その期間で一応制限いたしますと共に、本条はその建物を使用します業務、その内容によりまして制限をいたしまして、そういう危険のないものを指定して行くというつもりでございます。たとえ短期間に撤収廃止されます建物でございますけれども、原動機馬力数二以上を使用するよう業務とか、それからいへば安全衛生規則に列挙してございます業務を除きました危険有害でないものだけに限定しよう、例えば仮の倉庫、これはまあ永久建設物の建物を作るために仮に建てます倉庫でございます。こういうものも三カ月乃至六カ月で撤去されるものにつきましては、一応ここに言う仮設建設物でございますが、その倉庫の中に爆発物その他のものを貯蔵する場合におきましては、これは当然届出が要するというふうな規定の仕方をいたすつもりでございます。

○村尾重雄君 次に女子の深夜業並びに時間延長の問題の項に關してです、特に女子でなければならぬという業務について、一応どの範囲内に今まで問題が取上げられておるかをちよつと……

○政府委員(亀井光君) 六十二条の深夜業でございますが、この深夜業におきましては、女子でなければならぬ業務につきましては、これを例外的に認めて行くというのが今回の改正

でございますが、これも目下基準審議会におきまして、その範囲を検討しているのではありません。現段階におきましては、いわゆるエア・ガール、それから女子の寄宿舎の女の監視と申しまするか、寮母と申しまするか、こういうふうなものが今検討の対象になつておるところでございます。

○村尾重雄君 そのほか多い女子の深夜業について、例えば請願とか、陳情とかいうことについて相当範囲をこの点まで括めてもらいたいという点はないのですか。それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) 現行法におきましては、電話の交換手、それから看護婦、それから旅館、料理店のサービス・ガール、こういうのは一応例外的に認められておりますが、そのほかにつきまして、民間その他から陳情がございしますのは、今申上げました女子の寄宿舎の寮母、それからエア・ガールというふうなものがその陳情の主なものであります。

○村尾重雄君 次に、一番問題になつております坑内の年少者の技能養成を名目とする問題について、これ又大まかに分けて三つに分けて、技能養成の範囲で、例えば一般坑内労働とはつきり区別されたものであるかどうかというふうな点、例えば先山であるとか、坑内労働者、技能養成を目的として、一般坑内の労働者と同じ仕事を技能養成という名目で、それは養成をするとか、或いは全然離れた、例えば坑内の気流だとか、電気設備だとか、建設であるとか、それから断層の研究であるとか、こうした特殊な技能養成を本当の目的とたものであるか、

それとも一般の坑内労働のその養成工を作る目的であるかどうかという点で、これは一体どういうことになるのか。

○政府委員(亀井光君) これは坑内夫自体の技能を養成して行くという趣旨でございます。その中には今お話を電気の関係もございまして、或いはポンプの関係もございまして、いろいろございします。この範囲につきましては、技能養成審査会が今検討をいたす予定にしております。

○村尾重雄君 そうすると、現在坑内に就労している労働者の仕事をやはり斟酌するんだという解釈を持つていわけですね、技能養成工という名によつて、現在坑内労働に従事している労働者の仕事を習得するという目的で入る以上は、そうとつていいのですか。

○国務大臣(吉武憲市君) これはこの前にも御説明申しましたように、坑内労働でございしますから、できるだけ年少者を使いたくないのは申上げるまでもないことであります。今の現状によりまして、十八歳になつて初めて坑内の今申しました特殊技能は勿論のこと、一般の掘り方にしましては習うというところで、実情に非常にそぐわない点がある、そこで十六歳から十八歳の間、今お話になつたように、一般の技能についてもやるかというお尋ねであります。技能の養成の点については一般の坑内夫の仕事も教えるし、又特殊技能も教えますが、ただ心配するのは一般の坑内夫の仕事と教えるを称して、そうして同じ仕事をさせるのかというお尋ねじやないかと思ふので、私が私どもはそういうつもりはございしません。往々にして養成工だとい

名前を付けてそうして実際一般坑夫と、入つて同じような仕事をすることでは、それは名目を技能養成に借りて年少者に仕事をさせるということとありまして、これは私どもの最も注意をして監視しなければならぬこととあります。ただその点を恐れるからと言つて、現状のように十八歳になるまでは内に入れない、十八歳までは外で仕事を手伝うだけだ、勿論外でいろいろ、教室で話を聞くと、何とかいふのはありますけれども、実際を見ないで、ただ書物の上だけで見ただけでは本當の役に立たない、そこで真に技能養成のためならば、十六歳から十八歳の者についても嚴重な条件を付けて入れようというのが御旨であります。

○村尾重雄君 私の申上げてゐるのと少し違つてゐるのです。私は現在の坑内労働の仕事は年少者によつて侵襲される覚えがあるのじやないかというところは聞いていないのです。これはその危険があることは議論の余地はあります。技能養成というものは、やはり特殊な一般労働と違つた点で僕はこの技能養成というものが許されるべきかどうかという条件として、そういう目的でなければならぬと思ふ。例えば一般坑内で石炭を掘出すために働いてゐる労働者と離れた、例えば今後の技術面における仕事、例えば鉱山における技師長乃至技師の連中の仕事の養成であるのかどうか。ところが今のお話を伺つてみますと、やはり技能養成といふことで一般労働者の仕事を習得するのだといふことのようにとれるのですが、その点改めてお伺ひしたい。

○國務大臣(吉武恵市君) これは私ども

もどの仕事だけというふうに限定はしておきませんけれども、お話をうかがうに技能を養成するということだけでは、ただ中であつて持ち運びをするようなぐらゐの単純な労働の技能養成ということでは、そうたくさんさんの時間を要するわけじゃない。勢い御質問の御趣旨のような特殊な技能ということに技能養成の重点が向けられると思うのです。併しそれは電気の設備に對するだけの技能であるのか、一番先山のところだけの技能だと限定することもできないことではございませぬけれども、やつぱり教える以上は一般的なものを入ると思ひますので、そこで私は限定しないのです。一般労働の単純なものは特に教えるために入れなければならぬといふことは私には思ひます。ですから限定はしませんけれども、おのずから、技能養成でありますから、勢い特殊な技能を要するところへ連れて行つて教えるということになると思ひます。

○村尾重雄君 これは少し重大だと思ひます。私も今までの考え方と違ふと思うのです。私は技能養成といふのはやはり坑内においても特殊なもの養成だ、こうとつておきまします。といふのは、非常に坑内の技能養成といふものは、一般労働と区別できないとおつしやるが、坑内は非常に技術的な必要などがあるから、その特殊な技術者養成の学校教育が、実地問題の教育として坑内で、例えば国で申しま

す、これは急な問題、非常に重要な事です。それとか、例えば電気設備だとか、爆発の關係とか、こういうような点で限られた特殊なもの

養成だ、こうとつておきまします。と

ところが今のお話を伺つてみますと、一部に非常に杞憂されている各労働組、現在の十八歳以上の労働者を、これは技能養成の名においてやけり年少の労働者を坑内に入れるというやけり今後の杞憂ですね、自分たちの仕事を侵されるという杞憂は確かに見られると思ひます。その点で例えば十八歳以下のものを坑内に常時、就労の傾向になることは、やはり体力問題から言つても、それから鉱山全体の今後の労働問題から言つても、これは非常に重要であつて、我々としては殆んど考え直さなければならぬ、こう思ふのです。この点で技能者養成といふことについて、何か審議會では一つの議を経るということに広く何かの機關を設けるとか、何か基準審議會でこれは一つの条件でもあつたのですか、その点一つ伺ひたい。

○政府委員(亀井光君) 技能養成につきましても、その内容を如何に定めるかといふことは基準法上技能養成審議會に諮りまして、その議を経るべきである。然るに技能養成審議會の議を経るというものはきまつて参るわけではござい

ます。○村尾重雄君 その審議會の議を経るという事ですが、例えば一つの梓をその審議會で命令を出すのか、それともそのたび／＼に届出制ではないのでしよう、そのために常時これはやはり審査する機關を持つてなければならぬことになるのですが、常時そういうものを審査する、まあ監督官がおりますが、技能養成に關しての機關といふものは考えられておるのですか。

○政府委員(亀井光君) 技能養成審議會におきましては、坑内においてどう

いう職種を選ぶかといふことが先ず第一点、それから坑内において技能養成するにつきては、どういふ条件を附けるか、例えば坑内、坑内の場合、何歳以上はいけぬとか、或いは肺病の虞のある場所についてはこれを制限するとか、或いはその労働の時間、こういういろいろの条件をすべて技能養成審議會において決定願うわけでありまして、そういう条件において可能なものを認可制度で今度は認可をして参るわけでありま。この認可制度は行政官庁の処分でありま。認可申請がありました場合、その坑内の状況その他が技能養成審議會で定めた条件に合致するかどうか、或いは養成の既定計画そのものが本審議會で定めた計画に合致するかどうかといふふうなものを見まして、認可するかしないかをきめて参るわけでありまして、従つて技能養成審議會で先ず縛り、更に認可制度で縛つて最も危険のないものだけを認可して行くという段階でござい

ます。○村尾重雄君 衆議院でよく引かれた例ですが、外国の例、例えばILOはこうだといふお話がありますが、事実十八才未満の年少者を坑内に技能養成を名にして、又坑内労働を認められておるといふことはどうかといふお話ですが、ただ何えは英国以外に禁止してゐると伺つておるのですか。

○國務大臣(吉武恵市君) 外国の例でございしますが、国際労働条約では、私どもが今きめようとしてゐるやり方とつておるわけでありま。なお今年

の總會にもそれについての事項が審議

されることになつてゐると私は聞いておりますが、それによりますと、十六才から十八才までの間は一定の条件下に技術養成することはよろしいといふことになつておる。それで実際の各國の例から言ひますと、イギリスは十五才以上から入れておる。これは十五才以上から入れておる。これは別に技能養成とは限定してございせん。限定してございせんが、併しまあそれはいろいろの実態に入つての作業等については監督は嚴重にされては十五才以上を入れておる。それから十六才以上から入れておる。それから、それからチエツコスロヴァキアは十五才から入れておる。それからカナダは十七才から入れておる。それからフランスは十八才から入れておる。併しした技能養成でありましたか、特殊技能については十六才から入れておつたと思ひます。それからインドも十七才以上でござい。最も例外的場合は十五才からでも例外許可をするといふ事項を入れておるのでござい

ます。それからイタリアは十六才から入れておる。ニュージーランドも十六才から入れておる。大体各國の例はさういふふうで、従つて各國の大體の水準といふものをきめてゐる国際労働条約でも技能養成は十六才からはよろしい。併しそのときにはさういふふうな条件でなければならぬ。さういふことを言つておる。私どもが今回提案いたしましたのは、大體国際労働条約の基準をとつておるやうなわけでありま。で、先ほどから御質問の中で、一点私氣が付いた

点をお答えいたしますが、私は技能養成であるから、技能養成はどの技能だけだといふ限定をすべきでないといふ意味から、坑内一般作業についても技能養成の対象になると言ひましたが、ただ技能養成の名目の下に十六才以上のものが入つて、そして一般労働者と同じような仕事をやらせるというところは、これはもう嚴重に私は取締らなければならぬ。若しそういうことならば、これは折角私どもがこうやつて労働基準を設けたやつが、さういふ名目で崩れるといふことは私は非常に遺憾に存じますので、この法律を通過させて頂きますので、先ほど局長が申しました、どういふ技能からやらして行くかといふ条件、或いはそのときの条件はどういふ条件でやつて行くかといふことにつきては、十分関心を持つて私は行きたい。若しそれを誤るところがあつて脱法的なことをすれば、これは直ちに取消すといふことではございせんけれども、私はこれは許すことはできない、かように存じておるま

す。○村尾重雄君 その点について、国際水準云々の問題はこれは非常に重要だと思つておる。そこでもとよりそれを考慮のうちに入れられた成案だと思ひますが、ちよつと今仰せになつた諸外國の例といふのと、私の知る範圍と少し食い違つてゐると思ひます。これはゆつくり／＼と調査し、又お聞きしたいのですが、ただ問題は年少者の技能養成を理由として坑内就労をさせるといふことのお考えがあつたときに、例えば坑外におけるそれらの年少者に対する、まあ広く言へば社会保障的な、或いは工場年少者に対する

る保護的な設備の問題ですね、単に業種によつて、それから坑内の衛生状態等によつて審議会で相当考へるということではなくして、それらの坑内へ年少者を就労又は技能養成によつて坑内へ下らすというときに、それらに対しての保護設備について、やはり一つの条件をお考へになつておるかどうかという点について伺いたい。

○政府委員(亀井光君) この問題につきましては、我々も非常に慎重に検討を加へたのでございまして、日本では労働医学心理学の研究機関であります労働医学心理学研究所に依頼いたしまして、年少者の坑内におけるいろいろな条件を調査をして頂きました。その結果を見ても、過去技能養成をやりました労働者と、その教育を受けたやつた労働者との生産の上における力或いは災害の上における被害の程度等を見ても、いずれも技能養成を経たものは生産も一般労働者より高く、災害も又非常に少いという事柄がデータとして出ておるのです。これらのことは一般の坑外の労働者と違ひまして、その炭層の状況或いは空気の状況或いはガスの状況等につきまする認識を十分に技能養成過程において教へ込むわけです。その結果、それらの同じ点から来る災害も技能養成を経たものについては減つておりますし、又生産の面も同様な理由から殖えておるのであります。更にこの問題を掘り下げまして、然らばどういふ条件でこれらの年少労働者が坑内において働けるかというこの衛生学的或いは心理学的調査も出ておるわけございまして、例えば少し詳しくなりますが、申上げますと、遊離珪酸粉塵を多

量に含みまする作業場にはこれを就けさせない、それから坑内の温度、湿度が摂氏三十五度以上の場所でない、それから主作業のエネルギーの代謝率が七以上に互るような大きな筋力が必要とする作業はいけなない、或いは作業上の脈博数が一分間に十七才百五十、十六才が百四十以上に互るような作業ではない。或いは坑内作業上の発汗量は十七才六リットル、十六才は五リットル以上を超えない、いろいろさういふ心理学的或いは衛生学的な条件を附加すれば、何ら十八才未満の年少者の身体に、発育或いはその他の点において障害がないという結論が出ておるわけでありまして、これに基きまして、もう一度技能者養成審議会におきまして、深くこの問題を検討しまして、この条件を作つて行きたいというふうに考へております。

量に含みまする作業場にはこれを就けさせない、それから坑内の温度、湿度が摂氏三十五度以上の場所でない、それから主作業のエネルギーの代謝率が七以上に互るような大きな筋力が必要とする作業はいけなない、或いは作業上の脈博数が一分間に十七才百五十、十六才が百四十以上に互るような作業ではない。或いは坑内作業上の発汗量は十七才六リットル、十六才は五リットル以上を超えない、いろいろさういふ心理学的或いは衛生学的な条件を附加すれば、何ら十八才未満の年少者の身体に、発育或いはその他の点において障害がないという結論が出ておるわけでありまして、これに基きまして、もう一度技能者養成審議会におきまして、深くこの問題を検討しまして、この条件を作つて行きたいというふうに考へております。

○村尾重雄君 一応基準審議会での問題が相当審議されたときに、大体三者の結論として三者の意見が一致して答申されたという結論が出ておるわけでありまして、この三者というものは例えば小樽君にこの間偶然に福岡に行くと共に飛行機で一緒になつていろいろ話を伺つたのですが、そのときの話を伺うと、自分は炭鉱労働の事務局長として出ておるが、実はあの問題には個人として賛成した形になつておる。炭鉱労働並びに日鉱の組織も挙げてこの問題については反対しておる。だから結論の答申案が三者共に一致したというものは、審議会委員として一致した、つまり小樽君個人の意見であつて、広く炭鉱並びに日鉱としてはこれに対しては真向から反対しておると、こういう意見があつたのであります。そこで日鉱か

ら、今日の山の最大の労働とされておるところからのこの反対意見に対して考へ方はどうお考へになりますか、相当考へられておるのかどうか。

○国務大臣(吉武憲市君) 炭鉱関係ではこの坑内の技能者養成について反対されて、しばしば陳情を受けております。この三者構成で小樽君が賛成いたしましたのは、或いは個人の資格で述べられたかどうか知りませんが、小樽君も自分自身一個の判断で賛成なさつてはいないかつたのでありまして、炭労働の程度の機関であつたか存じませんが、恐らく御相談になつて賛成をされたとは私は存じております。それから先般の公聴会でも私もよくと睨いて見たとき、原さんでしたか、原さんも十六歳から十八歳までの技能者養成それ自身は反対しないが、併し入れる条件については相当考へなければならぬぞというふうな御趣旨であつたと思つたのであります。というのは、要するに国際労働条約で大体きめてある水準なものでありますから、それ自体に反対というこ

のですが、労働省においても統計においても非常に譲を練られたように、例えば中及び小炭鉱においてやはり少年の就労の危険があることはお考へになつておると思ひます。ただそこで問題になるのは、例えば子供の親たちとか、炭鉱においてその炭鉱自体を対象とするよりか、職場の近い附近において、やはり小学校を出た年少者の就労ということは或いは一応親としては賛成すること、そこに非常に私は危険がある。それから現在の例えは炭鉱労働者にもそこに大きな一つの将来に對する相違というものをやはり一般的な立場においては持たなければならぬし、又持つのが当然だと思ひます。その点で技能者養成を外れた就労というものに對しては相対的な決意を以てやはり防いで頂かなければ、この基準法の精神というものはやはり乱れると思つたのですが、その点は如何お考へになつておりますか。

○政府委員(亀井光君) これは先ほど申上げましたように、認可制をとつておる関係におきまして、十分さういふ個々の具体的な鉱山につきましては技能養成を認めるかどうかということについては、この認可によりまして十分チェックできるのではないかと、従ひまして先ほど申上げましたように、技能者養成審議会できめました条件に合致するかどうかということについて、認可の際には十分検討しまして、その危険性のないものだけを認可して行くという処置をとつて参りたいと思ひます。

○委員(中村正雄君) 村尾君に申上げますが、一応あつても質問の機会があるもので、一応次の人に譲つて頂けませんか。

○堀本三君 私も今の村尾君の御質問に關連する問題についてお聞きしたのですが、労働基準法改正に關する答申案の内容を見ますと、「会社の恣意的に行う先山養成を認めるものでないこと、法文化に於て法第六十四条の女子年少者の坑内労働禁止の原則を變更するような表現をとらぬこと、作業職種ごとに作業時間の限定をすること、珪肺の起りやすい作業場の就業禁止をすること、高温又は多湿の作業場における作業を制限すること、発破等の場合の防護措置を規則において明定すること、違反に對する監督を充分に行うことなどが重ねて要望され、使用者側委員も公益側委員もこれを了承し可決された。」と書いてあるわけですね。そうすると、それを今度は法文を見ても、要するに単純な技能者養成の場合に、使用者側は行政官庁に届出をすればいいと、七十一條でさういふふうなことになるので、行政官庁の認可の場合には、「命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合」と、さういふふうになつておるわけですね。それであなたのはこの御説明は、要するに技能者養成審議会の議を経てやるのだ、いろいろ職種の選定とか、時間の制限とか、期限だとか、いろいろ口では言われるのですが、その点については実はそれがどういふふうな議論したかということが、この法律を我々が審議するのについて一番重要な条件なんです。それにつきましては、ただ口先の御答弁ではこれは我々わからぬ。これは大臣なんというものは、その場々で法案を通さうと思つて私どもにいいようなことをおつしや

○堀本三君 私も今の村尾君の御質問に關連する問題についてお聞きしたのですが、労働基準法改正に關する答申案の内容を見ますと、「会社の恣意的に行う先山養成を認めるものでないこと、法文化に於て法第六十四条の女子年少者の坑内労働禁止の原則を變更するような表現をとらぬこと、作業職種ごとに作業時間の限定をすること、珪肺の起りやすい作業場の就業禁止をすること、高温又は多湿の作業場における作業を制限すること、発破等の場合の防護措置を規則において明定すること、違反に對する監督を充分に行うことなどが重ねて要望され、使用者側委員も公益側委員もこれを了承し可決された。」と書いてあるわけですね。そうすると、それを今度は法文を見ても、要するに単純な技能者養成の場合に、使用者側は行政官庁に届出をすればいいと、七十一條でさういふふうなことになるので、行政官庁の認可の場合には、「命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合」と、さういふふうになつておるわけですね。それであなたのはこの御説明は、要するに技能者養成審議会の議を経てやるのだ、いろいろ職種の選定とか、時間の制限とか、期限だとか、いろいろ口では言われるのですが、その点については実はそれがどういふふうな議論したかということが、この法律を我々が審議するのについて一番重要な条件なんです。それにつきましては、ただ口先の御答弁ではこれは我々わからぬ。これは大臣なんというものは、その場々で法案を通さうと思つて私どもにいいようなことをおつしや

○堀本三君 私も今の村尾君の御質問に關連する問題についてお聞きしたのですが、労働基準法改正に關する答申案の内容を見ますと、「会社の恣意的に行う先山養成を認めるものでないこと、法文化に於て法第六十四条の女子年少者の坑内労働禁止の原則を變更するような表現をとらぬこと、作業職種ごとに作業時間の限定をすること、珪肺の起りやすい作業場の就業禁止をすること、高温又は多湿の作業場における作業を制限すること、発破等の場合の防護措置を規則において明定すること、違反に對する監督を充分に行うことなどが重ねて要望され、使用者側委員も公益側委員もこれを了承し可決された。」と書いてあるわけですね。そうすると、それを今度は法文を見ても、要するに単純な技能者養成の場合に、使用者側は行政官庁に届出をすればいいと、七十一條でさういふふうなことになるので、行政官庁の認可の場合には、「命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合」と、さういふふうになつておるわけですね。それであなたのはこの御説明は、要するに技能者養成審議会の議を経てやるのだ、いろいろ職種の選定とか、時間の制限とか、期限だとか、いろいろ口では言われるのですが、その点については実はそれがどういふふうな議論したかということが、この法律を我々が審議するのについて一番重要な条件なんです。それにつきましては、ただ口先の御答弁ではこれは我々わからぬ。これは大臣なんというものは、その場々で法案を通さうと思つて私どもにいいようなことをおつしや

○堀本三君 私も今の村尾君の御質問に關連する問題についてお聞きしたのですが、労働基準法改正に關する答申案の内容を見ますと、「会社の恣意的に行う先山養成を認めるものでないこと、法文化に於て法第六十四条の女子年少者の坑内労働禁止の原則を變更するような表現をとらぬこと、作業職種ごとに作業時間の限定をすること、珪肺の起りやすい作業場の就業禁止をすること、高温又は多湿の作業場における作業を制限すること、発破等の場合の防護措置を規則において明定すること、違反に對する監督を充分に行うことなどが重ねて要望され、使用者側委員も公益側委員もこれを了承し可決された。」と書いてあるわけですね。そうすると、それを今度は法文を見ても、要するに単純な技能者養成の場合に、使用者側は行政官庁に届出をすればいいと、七十一條でさういふふうなことになるので、行政官庁の認可の場合には、「命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合」と、さういふふうになつておるわけですね。それであなたのはこの御説明は、要するに技能者養成審議会の議を経てやるのだ、いろいろ職種の選定とか、時間の制限とか、期限だとか、いろいろ口では言われるのですが、その点については実はそれがどういふふうな議論したかということが、この法律を我々が審議するのについて一番重要な条件なんです。それにつきましては、ただ口先の御答弁ではこれは我々わからぬ。これは大臣なんというものは、その場々で法案を通さうと思つて私どもにいいようなことをおつしや

るのが通例であります。それから今度の実例を見たとて、緊急調整で肝腎なところは抜いておいて、これは大体公益側委員だとおつしやるような答弁をなさつておられる。そういうふうな情勢で、甚だ失礼だが、そういう点をばつきりここで技能者養成審議会に何もかも任すというよりも、本當を言え、こういうものができるときに、技能者養成審議会がそういう内容がきまつた上で、裏付でお出しになるのが私は本當だと、こう思うのですが、そういうものはないのでしようか、あるとすれば具体的に御提示願いたい、こういうふうに私は思うのですが、その点について御説明を願いたい。

○国務大臣(吉武憲市君) 条件をできるだけ法文に明示することは、これは結構だと思つてありますが、併し先ほど局長も申しましたように、個々の山について見る場合が相当ありますので、そういう点はやはり基準審議会が三者構成でありますから、そういう具体的な細い問題はそのほうに譲つて頂くほうが却つてよくはないだらうか、法文に掲げられれば掲げられんことはございせんけれども、それは勢い抽象的なものでございまして、具体的な細部の条件等は審議会にかけまして運用をしたいということでありまして、

○堀本三三君 私はどうもその点で、やはり本来これを出しになるときに、技能者養成審議会では、これは実際に真付はこういうものだという標準があつてお出しになるはずなんです、そういうものはあるものでしょうか、ないのでしょうか、それは政府委員で結構であります。

○政府委員(亀井光君) この法案を出しますまでに、先ほど御説明申し上げましたように、労働医学心理学研究所に調査を依頼いたしましたので、一応可能であるという見通しが付きましたので、御提案をいたした次第でございます。これに並行いたしました、基準審議会の専門部会を作りまして、その専門部会において労働医学心理学研究所で調査の結果出ておりますものを、もう一度掘下げて検討いたしましたので、実際にそれがマツチするかどうかという問題を検討したいという段取りで今おるわけであります。

○堀本三三君 労働心理学研究所の結論というものはですね、今の御説明では、今言つたようなこの基準審議会という条件について考えるというふうなことが中心になつておるようですが、今あなたの御説明では考えられないので、比較的包括的に絶対できるんだ、こういうような考え方なんです、それとすると、私も疑ふのは、たまたま、そういう労働心理学研究所で出たから、案外まあそう大したことなしに条件を考えておると、答弁内容から見ると、そういうふうな受取れるのです、それがともかくもこういう問題は審議の経過からいまして、労働者の意向から見ても、大体こういうものなんだ、これを離れないのだという具体的な、率直に言へば命令でできたときに、大体こういうふうでいいのだという基準的なものをお示しになるのが本當じゃないでしょうか、我々の審議に對して……

○政府委員(亀井光君) ちよつとその点申し上げますが、この条文の六頁でござい

ますが、七十一條で従来の認可制度を届出制度に改めると共に、但書で「命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合においては、行政官庁の認可を受けなければならない」ということで、この危険又は衛生上有害な業務につきましては、当然坑内労働も否定されるわけであり、これは引き続き現行通り認可制度になる、従ひまして個々の具体的な山において技能養成をすることが適當であるかどうかということには、この際において我々としてしばつて行きたい、この前提となります。それから、この条件につきましては、先ほど申し上げましたように基準審議会の線を、技能者養成審議会の専門部分によりまして、もう少し検討して頂きたい。

○堀本三三君 七十條の「別段の定をすることができ」というやつを、そう無精さなれとお出しなさい、それからもう一つこれは労働大臣にお聞きするのですが、率直に言つて、監督するに労働基準監督局ですか、労働基準監督局というの、今までの労働大臣ならともかくとして、吉武さんよく御承知のことと思うのですが、今の労働基準監督局がどれだけ實際の定員で、予算でやつて行かれるか、国務大臣になられてから余り現場においてならんと思つて、労働次官時分より縮小されておる、實際の事情から、あなたが労働次官時分には初めてだから、なか／＼むずかしかつたと思うのですが、こういうふうな、私が心配して、そういうものを出して下さいということも、今の労働基準監督局の行政能力というものは、率直に言つて予算的に言つても、人数から言つても、素質

から言つても、實際のところ十分な行政ができておると思つた。一例を挙げたつて中小企業とか、年少者と

か、婦人のほうの労働関係に對してのあれなんか非常に少いのです。今の實際の機構内容を見てもよほど中央ではつきりした基準がきまつていない、實際行政運用に當つては野放しになり勝た、こういうことを考へておるのです。常に法律でござつたにきまつて實際の行政運用に當つては野放しになる、それが非常に心配だ、こういうことを考へたので別段の定めをする表現をお出し願いたい。それから労働大臣としては、労働基準局に對してどういうふうな考へで、殊に今度の労働基準法の改正ではサービスマンなど、わざ／＼法律で打ちになるのです、お打ちになるなら行政上の裏付けがなければならぬ、法律のサービスマンなんという文句だけ書いたつて實際の、ここに何とか労働基準監督局長がおられるのですが、本省の人は何と云うか知らないが、實際のところ実情を御覧になつて法律で何とでも書けるが、中味は同じだ、というなら、私はサービスマンになりつけない、こう考へるのです。その点どうですか、御意見を承わりたい。

○国務大臣(吉武憲市君) 御質問の点は私御尤もだと思つて、従ひましてこの認可するにしても、大体どういふ条件でなければ認可しないということ、先ほど申しましたように、ただ我々我役所だけで考へるだけではない、審議会でも相當論議して頂いて、そうしてその基準に基いてやつて行く、従つてそれは極く末端にまで徹底させる必要があると思つて、さてその場合に現

在の監督機構で以て十分取締ができて

るだらうかという御懸念であります、これはまあどの程度やるかということ、数が多ければ多いほうが手廻つていいのでありますけれども、私も戦前に実は監督もやつて、實際地方でやつた経験もございまして、戦前に比較しますと、今日の基準監督機構といふものは格段な進歩をしております。ただ工場や事業場が多いから、それを一人当りにすると、一律に何ぼにして何年かかるといふことをよく言われま

すけれども、私が實際やりました経験から見ても、工場を一つ／＼時間、日にちをきめて見廻るといふように形式的な監督といふことでなしに、大体わかります。どの辺の工場は違反が多いとか、どこにはどういふことがあるといふことは投書も参ります、又中からも苦情が出て参りますから、そういう点を狙つて行きますれば、大体監督はして行けるのじやないかと、かように存じております。それと戦前と違つてもつとその点が行き届くのはやはり労働組合というものができて、労働組合がそういう点について非常な役割をしてくれる、従つて戦前に比べますと、私はそう御心配頂かんではないかという感じを持つておる。

○堀本三三君 私は労働大臣が労働組合の効用をそういう点にお認めになることは非常に御尤もと思つて、同時に、小さな中小企業やその他は労働組合がどの程度の實力を持つておるか、又そういうものが本當に正式な労働組合を作つておるかという点から見ると非常に疑問だ、それから吉武さんが労働の監督をおやりになつた時

建前上止むを得ないということが言えるかも知れませんが、労働組合にだけ反対闘争については届出をする、経営者の団体のやることには要らないというところは納得できないと思う。これに對して政府はどういう措置をお講じになるか、これは労働組合としては相当問題になつておると思いますが、今直ちに御答弁はむづかしいと思ひますが、一応政府でも十分御検討を願つて、選管に對してどういふ態度をとられるか、次回の委員会にでも御報告を願ひたいと思ひます。

○堀眞肇君 只今のお話ですと、政府の態度をきめて選管委員会に申出をしてもらいたいという要請だけのようによいと思ひます。私は例へば労働組合の破防法の反対運動、労働法の改悪反對に對して、労働組合がすでに二回半のストライキをやつてゐる、あとの半分もここの数日に行われるという情勢になつておる、労働組合は飽くまでも反対闘争を全国的に盛り上げよう、こう考へておるわけでは、政治ストかどうかといふことが根本問題になつておる。そこで政治ストという問題について、その定義なり、或いは限界なり、範圍なり、そういう問題をやはり労働委員会としては一応審議する必要があるのじやないかと思ひます。労働大臣だけじやこの問題は解決できないと思ひますから、次の機会に法務總裁にも出て頂いて、そしてこの問題について審議する機会を私は持ちたいと思ひ、そのことを提案しておきます。

○木村守江君 只今村尾さんや委員長、堀さんからいろいろ御意見が出ましたが、私は労働運動の限界というよりなことは非常にむづかしい問題で、又労働者が、労働組合が現在やつておるいわゆる政治スト的な行動と、日経連のやつておるもの、それからそのほかの団体等がやつてゐる政治的行為とを見なすようなものは、これは常識的に大体においてこれはもう世間が判定しておるのじやないかと思ひます。ただ労働組合の今やつてゐるような、誰が見ても政治的な行動と見なされておるものと、日経連のやつておるようなものと一緒にしたたり、その他の文化団体がやつておるような行動とを一括にする、そしてそれに対して断を下せといふことは、これは非常にむづかしい問題だと思ひます。それは勿論むづかしいから再考して、適當な場合に政府の答弁を願ふというようならいいでしようがね。この問題について確固たる判断を下すことは、要求するほうも無理だし、又實際問題としてできない問題じやないかと思ひますのでね、その点私の意見を申し上げます。

○村尾眞雄君 私の申上げておるのは、現在の現実の問題として、全選管がつておる政治資金規正法に、今の労働組合が破防法反對なり、労組法改悪反對の運動を届出を要するかどうかといふ法の限界を早くきめてもらいたいといふことなんです。それが明確になつたらいい、今の政治ストとか、経済ストとか、そういうことを言つておるのじやない、現実に全選管の態度を明白に確定して、強行される御意見があるかどうか。

○委員長(中村正雄君) 今の村尾さんの提案なさつたのと、堀君のと内容は違つておるわけなんです。村尾君のは今言つたように全選管管理委員会の届出を要するといふことを労働組合だけに

に言つておる。これは果して現在の法規の建前上届出を要するものかどうかといふことをはつきりと政府の態度をきめて、そして選管管理委員会が出しておる通達がいいものか悪いものかはつきりきめてもらいたい。その事例として、今言つたように政治ストとは関係ない破防法反對という国民運動がこの規制の対象になるかどうかといふことになると思ひます。日経連がやつておる反對的な闘争も関係しようし、或いは遊興飲食施設撤廃の運動の料理屋たちの団体も、これも明らかに政治運動であるのに間違いない。地方税改正の政治運動をやつておる、又文化団体がやつておる破防法反對も同じだし、一労働組合だけに届出を要するといつて、経営者の団体なり、そういう政府の施策を支持するような団体に対する政治行動については、届出を言わないのはおかしいじやないかといふことを言つておるの、これは政治ストの解釈如何でなくて、この点については政府としてもはつきり態度をきめて、選管管理委員会のやり方が行き過ぎであれば、これは是正をして行くのが當然だ。これは一応政府に次回の委員会までに態度をきめて頂きたい。別に堀君のはそれに関連しておるが、今度やつておるところの労働のいわゆるストといふものが、政治ストかどうかといふことが問題になつておるの、政府は一応労働省であらう命令を出しておられますから、それに絡んで果してやつておるものが政治ストか、経済ストか、或いは労働法の保護を受けるものかどうかといふことについては、一労働委員会としては態度をきめなくては、いかんから、関係関係の出席を願ひたい、こつちのうわけであつて関連はないとしておりますが、趣旨は全然別の提案になつておるわけなんです。従つて村尾君のことについては、さつき委員長が発言いたしましたように、次回まで政府は態度をきめて何らかの答弁を願ひたい。堀君のことにつきましては、次回に一応法務總裁が必要であれば来てもらつて、一応質問するといふことで取計らいたいと思ひます。村尾君それでいいですね。

○委員長(中村正雄君) では議題に入ります。労働基準法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。堀君に最初発言を許します。

○堀眞肇君 午前中すでに村尾君や堀木君によつて質問されておるものでありますが、第一に、十八歳未満の者を坑内作業に就かせしめる、技能者養成という名目で行はしめるという点で、一つ重ねてお尋ねしたいのであります。もと／＼この少年労働の坑内作業禁止となつておるところの規定の根拠といふものは、要するに先ほどお話のありました、例へば坑内労働は少年にとつて非常に肉體上に苦痛を与え、或いは又肺病その他の危険もあるといふようなことから来ておると思ひます。ところがこつちのうのような根拠に基いて少年の坑内作業禁止を法律で以て定めてゐるのに、単に能率を向上させるとか、或いは災害の現象がこれによつて防げるのだ、或いは生産も高まるのだといふだけのことを考へて就労制限を撤廃するといふことは、結局少年労働の禁止規定といふものを非常に緩和する結果になる。このことは延いて賃金の問題或いは失業の問題にも

関係して来るのじやないか。それから又女子の場合も同様だと思ひます。女子の就労制限をおいてゐる根拠もやはり同じような理由から出ておると思ひますが、これを就労制限を緩和するといふことによりまして、やはりそれに名を借りまして、曾つてのようないくつかの取巻といふことが行われ、而も少年や女子に對するこのような就労制限といふものが、結局において賃金を日本に招来し、更に又失業問題といふようなことにも発展して行く可能性があると思ひます。殊に繊維業の場合などの女子労働者の過重な労働や、或いは低賃金といふものは、すでに問題になつて、而も操縦その他の理由によつて首切が出ておるという事態に當面いたしました。この女子労働乃至少年労働に對する制限緩和といふことは、結局労働条件の悪化をもたらし原因である、こつちのうの点、その点に關する労働大臣の御説明を承かりたい。

○國務大臣(吉武憲市君) 私ども今提案いたしましたのは、先般も申し上げましたごとく、全く技能養成のためであります。若しこれが技能養成の名目のために、中で實際の労働をやらせる。年少者を使つて労働に使うのだ。ただ労働に使うのだといふたのじや許してくれんから技能養成といふ名目に入れて、こつちのうのことになれば即ち脱法的になりまして、お話のような賃金の切下げであるとか、或いは労働酷使という状態になるであらうと思ひます。併し我々はこつちのうのことは手頭考へておりません。こつちのうのことは、我々はこれを提案するつもりはない。我々は

どこまでも原則として実務坑内で働く労働者としては十八歳以上であるべきである。ただ十六歳から十八歳までの間は厳格に規定されておりまして、技能のために入つて見ることもできない、習うこともできない。それは如何にも不自然であり、現在国際的にも認められていないことじやないか。国際的にも認められていることが日本だけ認められないということは少し実情に副われないかという点で、技能者養成として入れることを提案したわけでありまして、従つてそれが濫に流れないための条件或いは許可、監督等につきましては、勿論これは注意しなければならぬと思つておりますが、趣旨がそういう点でございまして、今堀さんのおつしやつたような事態には私はならないと、かように存じております。

○堀眞琴君 国際的にも認められたところであるから濫用も防ぐ、又法規を以て十分これを取締る、その法律の作成者の意図は私にもわからんわけじやない。併しなからどんな法律でも、その作成者の意図に反してその法律が濫用されるといふことは、これまでしばしば行われているところでありまして、そこへ持つて来まして、国際的な云々というお話でありまして、例えはイギリスは十五歳以上について、坑内作業を認めるとか、オーストラリアは十六歳、フランスは十八歳、いろいろの例を挙げられたが、ところでイギリスとか、オーストラリアとか、或いはフランスとか、カナダとかというような国々の例えは石炭業について見ますならば、その労働環境又労働条件も日本とは違つて非常にいいので

す。設備も整つてゐる。従つてそういうようなところで技能者を養成するといふことなら、年少労働者の坑内作業を認めるというところも、これは一応肯んくことができると思ふ。併しなから日本のように労働条件或いは労働環境も非常に悪いところ、年少労働者をよしんば技能者養成という名目で認められたにしても、そのことによつて却つて労働者養成条件が出て来る。それから肉體上或いは災害上の危険も相当我々としては予想される。従つてこれに對して我々としてはどうも納得ができません、インドの場合も挙げられておりますが、インドというのは御承知のように世界でもインドは低賃金という言葉で表現されて、低賃金の最も代表的な例になつてゐるわけですから、そのインドが十四歳以上について坑内作業を認めてゐるのだから、日本もそれではないのだというには私はならないと思ふ。国際的な条約でもそういう方向に向つてゐるから、日本でもこれを認めて差支えないのだという前提として、労働条件なり、労働環境なりについて十分な措置がとられてなければ、これは認めることができないのじやないか、こう思ふのですが、この点に關して労働大臣はどのようにお考えになつておられますか。

○國務大臣(吉武憲市君) とかく法律は作られてもその当初の趣旨のように行かないのだ、だから反対だ、こういう御説明であります、私もその点は十分気を付けなければならぬ点ではあります、若しそれほどお疑ひになるならば、あらゆる法律というものは意義がなくなつて来るのでありまして、現在あります我々の最低年齢の問題にしても深夜労働の問題だつて一応法律があり、而もそれが守られて完全に行かない場合もあるでありまして、その点をお疑ひになつて、それだからこれは反対だといふことをおつしやいますと、私は承服できないのであります。それから各國の労働事情の問題でございまして、それはいい国には恐らく作業の状況もよいでありまして、私は外國の坑内まで入つて見ませんから、ここで比較して申上げることができませんけれども、併し我々が今回これを許可する場合には、そういう点は十分気を付けて、坑内の非常に条件の悪いものも技能者養成だから許すのだとは考えておりません。その点は十分勘案いたしまして、これなら差支えない、危険もない、安全だ、健康についても心配がないという点において許すつもりでございまして、その点を一つ御了承頂きたいと思ひます。

○堀眞琴君 私はその法律の作成者の意図といふものは、しばしば實際の面においてそれが歪められて来るということをお上げたのであります。法律を全然なくしてしまへといふことを私は言つておるのじやないのです。社会生活をやつておる以上は、社会秩序を維持するために法律が必要であることは申上げるまでもないことであります。ただその法律によりましては、特にそれが取締的な規定を設けた法律の場合においては、往々にしてその立法者の意図に反してその法律が運用されるといふことがこれまでの法規の実情なんでありまして、私はそれらのことを考えまして、この技能養成という名前で濫用を防ぐとか、それに対する十分の措置を講ずるといふようなお話では十分

な納得ができない、こういう意味なんです。私はやはり国際的な關係から申しましても、これを認めるとするならば、それを前提として例えは労働環境なり、労働条件なり、或いは作業状況などについての十分な措置が先ず以て講じられなければ到底技能養成という名前を以てしても、年少労働者の坑内作業を認めることは行き過ぎではないかという工合に考えるのですが、その点についてもう一度伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(吉武憲市君) 私どもはこの規定を御通過を願つたならば、如何なる条件の山であつても許可願を出しさえすれば許可をするという趣旨ではございせん。先ほど来申上げましたように、条件のなかつておるものについて考慮するということでありまして、条件がなかつて、そういう状況ができ上つてから法律を作つたらと、こ

ういう仰せであります、全国の山の条件が全部揃うまでといつたらなかなかこれは容易なことじやない。我々は全国の山に一律にこいう制度を認める腹も毛頭ないのであります。大体我々が見、或いは又審議會等で考えて、この程度どこその山のあたりの条件ならばよからうといふところからやるつもりでございまして、私はこの法案についての実施につきましては皆様御心配であります、私も労働行政に携わるものといひましたも、責任のあることですから、十分私は厳重な条件の下でなければ許すつもりはございせん。

○堀眞琴君 十分な条件の山にだけ認めるというお話ですが、實際にこの規定ができますと、その条件の揃わん山のほうで技能養成という名前でこれを濫用しようとする傾向が多くなりませんかといふことが心配されるのです。労働大臣の言われるように、これを認める上に十分な条件を備えた山といふことになりまして、そういたくさん私は私はないのじやないかと思つてゐます。そうなりますと、この規定を設けても大した意義はなくなるのじやないか。大抵の山は条件の揃わん山であります。従つてそういう山では實際には技能者養成という名目でも、こ

うふうな年少の坑内作業ができない。そうなりますと、實質的な効果といふものが非常に少くなりませんかといふことも心配されるわけでありまして。そういう意味で私は非常に親切なつもりでお尋ねしておるわけですが、どうですか、実情は、その辺労働大臣、基準局長でもいいですが、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) 今技能養成審議會で検討いたしておりますその条件に合致するものがどの程度日本の山か、或いは炭鉱にありますが、まだ詳細な調査はいたしておりませんが、たとへその条件に合致しない炭鉱或いは鉱山でございまして、技能養成をやりたいという熱意がございまして、それに合致するように環境その他変えて参りましたよう、労働条件もそれによつて向上して行くという努力は使用者において当然起つて来るのじやないか、こ

です。併しながら実問題として、二週間に十二時間の時間外労働を認められるという事になると、特定の時期にそれが非常に集積されて過重労働がそこから出て来はしないかということが心配されるのです。それとそれから、こういう女子の就業禁止が緩和されることによつて、少年労働と一緒にやはり日本の労働条件をそれだけ引上げる結果にはせんか、こういうことが心配されるのです。その点に關しまして、例えば繊維女工の場合がしばしば問題になっておりますが、非常に低賃金で過重労働を強いられておるわけですが、ああいう例を見まして、もう、そういう心配が実は非常に大きな労働問題となつて浮び上つて来るのじやないかという工合に考えられるのです。その点につきまして、政府当局はどのようにお考えになつておりますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) これは改正案にございますように、極く制限されました場合、即ち決算、棚卸し等の場合にのみ認めることになりまして、現行法で申上げますと、一日二時間の制限がございます。一週間について六時間という制限でございます。従いまして一週間の間で一日二時間ずつ時間を延長しましても三日しかできないという結果になるわけでありまして、ところが決算棚卸しというやうな年に一回又は二回という繁忙期におきましては、三日間毎日二時間程度の居残りでは十分その処置ができないといううらみが過去にあつたわけでありまして、それからいつて常時そういうことをする職員をおきますことは、経営の面から見ましても合理的でないし、又臨時

にそういう場合に職員を採用いたしましても、不馴れのために能率が上らないというので、今回の改正によりまして、二週間に十二時間の時間外労働を認め、二週間の間六日間連続して二時間ずつの延長が認められるという趣旨でございます。そうなりますと、大体決算事務を六日程度で、各会社の決算事務の状況を調査して、六日から八日程度で大体平均的に事務の処理ができておるやうでございまして、そういうところも脱み合せまして、この程度であれば女子の健康その他福祉にも影響がないだらう、而も決算の事務についても十分目的を達成し得るのではないかとしたので審議会の公使労三者とも賛成いたした次第でございます。又第二点の御質問の、これによつて労働条件の低下、特に繊維の女子労働者等の問題に關連するのじやないかというふうなお話でございまして、これは今申上げますように、決算事務その他棚卸し等に關係します事務の女子、繊維工業に従事いたします女子には適用がございせん。それが直ちに労働条件の引下げになるかどうかという問題につきましては、我々として、そういう結果を來たしませうに十分に監督をいたしたい、かように考へております。

○堀眞琴君 私はその繊維工業の女工さんにこれが適用されるというのを申上げたのじやないのです。繊維工業の女工さんの低賃金や過重労働が今問題になつておる、今あなたのおつしやつたやうな商業部門において、一日二時間、二週十二時間に制限を緩和するのだ、そのことは大して影響はないというお話でありますが、私は商業部門

にしろ、とにかく女子の就労制限の緩和を行ふ、或いは深夜業についての緩和が行われるということは、女子労働者の就業を、使用者側から見て女子労働者を使いよくするという結果になると思ふのです。そうしますと、そのために一般男子労働者が相当の影響を受けるであらう。従つて又そのために労働条件も悪化しやしないかということが心配するわけですね。現に失業者は今年になつてから殖えておるわけですね。昨年に比べますと四十万、五十万と最近殖えて来ておるわけですね。そういうことの上にも大きな影響を与えるだらう。勿論問題は、時間外労働の場合には商業部門が中心でありまして、或いは深夜業の場合には特殊の職種が対象になつておるであらうけれども、併し特殊な職種や或いは商業部門だけの問題ではなくして、これが一般産業界に大きな影響を与えるはしないかということをお心配しておるわけですね。そのことによつて労働条件の悪化が起つて来るだらう。失業者の問題も更に深刻になりはせんかということをお私に問題にしておるので、この点について労働大臣はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(吉武憲市君) 堀さんの御心配になつておる点はお考えなければならぬ点だと思ひます。併しながら局長が話しましたように、今回提案いたしましたのは極く限られた特殊のものでありまして、これについては恐らく私に世間常識上お考えになりまして、もう無理はないのじやないか、益暮のやうに一時忙しきと日頃と同じやうな時間制限でやるといふところに無理がある。その無理はそれでどうい

うことによつて現れて来るかという、仕方がないから違反でもやつて押し切らうかといつて違反が出て来るのであります。でありますから、その点はやはり原則というものは私にどこまでも崩すわけに行かない、けれどももうそういう実際の日本の社会の事情に副いがない点、原則を崩さない範囲においてアダプトして行くといふことが私は法律を守るゆへんでもあるし、又いいんではないか、かように思ふわけでありまして、女子が使いやすくなるから男子に影響するといふ点、これは全然ないとは言へんでありまして、それは女子について非常な制限をしますといふと、面倒くさい、もう、女子を使うのは面倒くさいから男子にしようといふ傾向はございまして、併しそれを余りいたしませんといふと、今度は女子の職業訓練といふものを導つて来るといふことになりまして、男子だけが働けば食えるという事情ならば結構でありますけれども、やはり女子も戦線に立たなければならぬ今日の実情でありますから、私はどこまでも本質といふものを崩さないで、そうしてそれでない個々の問題はできるだけ実情に合はして行くことが労働法の上においても必要じやないか、ただ画一的に形式的に保護するといふ線だけは維持されたいといふふうにはこれは無理じやないか、かように存じまして、今回提案いたしましたこの基準法の改正は、もつと意見はたくさんあります。私が今ここで申したやうな感覚でものを見ればまだたくさんあるのでありますけれども、併し原則はどこまでも維持したいといふところから、今回提案したのはよく／＼の場合で、

先ほど来示しましたように益暮の帳面を整理したり、棚卸しするといふことは誰でも世間通例である、そのときには女子は時間に制限があるから使えない、今まで一年間使つていたのが役に立たない、そうして面倒くさいといふことになれば男子を使おうかといふことになりまして、その点が余り濃密に細かくお考えになりますといふと、却つて工合が悪いのじやないかと存じます。

○委員長(中村正雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(中村正雄君) 速記を始めます。
○堀眞琴君 駐留軍の宿舎或いはホテル、クラブ等に直接雇用の形で雇われておりますところの労働者の労働条件について御質問いたしたいと思ひます。先ず第一に御伺ひたいことは、講和がござまして、日本の労働法規は向うの軍隊に雇用される者であらうとひとしくこれは施行される、日本の労働慣習も尊重されるということが本来の建前であつたと思ひますが、その点に關しまして労働省当局の御意見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(吉武憲市君) これは一度本委員会でも申上げましたのであります。が、駐留軍に雇われまします労働者も、原則としては使用主であれば使用主が責任を持つべきものであります。従つて直接使用關係に立つる本筋といふのであります。が、併し実際の事情は駐留軍に雇われておる者が直接雇用の形式になりますと、言葉の通じないといふ点もありませんし、或いは習慣の違ふといふ点でいろいろ問題が起るだ

ろうし、組合のほうも間接雇用がいいというところであれば、労働法の上からいって多少の遺憾な点もありまうるけれども、現実には重きを置いて間接雇用にしようというところで、原則として駐留軍直接に雇つておきますが、労働については間接雇用、その間接雇用の面においてははいわゆる特調が責任を持つ、こういうことでもあります。今も尋ねになったのはその間接雇用に入らない、例えばホテルや宿舎に使われる人であるとか、或いは駐留軍の家庭に使われる家事使用人であるとか、そういうものは間接雇用の関係に立たないで直接雇用になつておると思います。その場合の労働条件であります。これは労働条件及び労働法の関係においては日本の国内法の適用がある。間接雇用についても同じであります。そこで今お尋ねの具体的な問題をお聞きしたいとわかってまいりました。直接雇用になつた場合も、私は現在日本の労働三法、国内法はそのまゝ適用があるはずであります。若しそれに違反した事項があれば労働省の責任において善処をいたします。従つて具体的にどの点がどう間違つておるかをお聞きしてお答えしたいと思ひます。

○堀眞幸君 例えは第一ホテルの場合であります。ここには特調関係の労働者と、それからダイレクト・ハイアーの労働者と二通りが同じ職場に働いておるわけでありまう。特調関係の労働者のほうには一般労働慣習に従ひまうて、例えば家族手当であるとか、或いは退職手当とかいうようなものも出ておるわけでありまうが、ダイレクト・ハイアーのほうの労働者にはそれが出しておらぬのであります。早晚夏期手当

の問題も上つて来るわけでありまうが、特調関係のほうは一般公務員並みに半カ月分の夏期手当がもらえる。ところが直備のほうはそうは行かないというふうな問題も起つて参りますし、それから又昨年の六月からダイレクト・ハイアーの中に切替られた人の中には、それ以前までは、例えば一万三千六百円の給料を取つておつたのが、ダイレクト・ハイアーに切替えられたためにこれが一万円になつた。尤もその後直接交渉によりまして三千六百円は保障することになつたのであります。ところがそれは本俸に三千六百円が組入れられるのでなく、向うが単なる恩恵的に支給すると、こういう形になつて現れておるのであります。こういう労働事情というものは、そこに働いておる労働者にとつては非常に大きな影響を与えるので、今労働大臣の御説明によりまうると、労働三法はそこでも適用されるのだというお話であります。そうなりまうとすると、この直備の労働者と、特調関係の労働者との間の差をどうするかという問題が出て来ると思ひます。それからもう一つ、私の手許に参つておられます報告によりまうと、横浜の四百クラブという、これは下士官の集會のためのクラブだそうでありまう。従業員が五十八名おるそうでありまうが、この二十日の日にこのクラブを閉鎖するということになりまして、解雇の予告がそのために来たんだそうでありまう。解雇の予告が来ますと、組合においてはこれを団体交渉を開始した。団体交渉の相手方となつたのは、このクラブの運営委員とでも申しまうか、代表によつて組織されている委員

だそうでありまうが、その顧問をやつてゐるメジャーが主として団体交渉の責任をとつたそうでありまう。ところがその団体交渉の責任をとつたメジャーの話しによりまうと、何ら法的拘束がないから、お前たちの要求を入れるわけにはいかぬ。又アメリカの慣習にも何らそういうものはないといふので突つた。労働組合側のほうにおきましては、地労委のほうにこれが斡旋を申請した。ところが軍のほうにおきましては、その斡旋をも拒否すると、こういう態度をとつておるのだそうでありまう。そうしますと、労働組合側としてはどこへこの話を持つて行つていいのか、交渉の相手方が殆んど全くわからぬ、こういうふうな状態です。直備にならん以前の場合には特調なり、或いは労働省なりにそれぞれ交渉をいたしておつたようでありまうけれども、ところが今日においてはその交渉の相手方が明確でないといふことと、それから交渉をよしんばいたしましても、その交渉が必ずしも向う側によつて容れられない、或いは地労委が何らかの斡旋案を出してもそれを向う側では蹴飛ばすというふうなことが行われる、こういう実情にあるのであります。なお横浜四百クラブという所では、労働組合側が地労委のほうに斡旋方を申請したというために、二十日に閉鎖する予定のところをこの土曜日に閉鎖してしまつたというふうな事情もありまう。日本の労働三法は勿論であります。日本の労働慣習についてお尋ねしますが、日本に於いては、私報告を受けているのであります。これにつきまして只今の労働大臣の御説

明によりまうるといふと、労働法規の三法は飽くまでも適用されるという建前に立つておられるものでありまう。それから、これに対する保障を至急講じて頂きたいと、こういうふうな考えまう。○國務大臣(吉武憲市君) お話の点は、私は無理からぬ点だと思ひますが、若干を補足して申上げておく必要があると思ひます。そのように賃金を幾らにするか、それから家族手当を幾ら出すかというふうな問題につきましては、これは使用者側と、それから雇われる者との間の話し合いでまうる問題であります。でありますから、労働三法はそこまでは入つていない。若し今のようないくつかの間接雇用とに分かれましたために待遇の違いが出て来て、問題が起るであろうといふことは、これは無理からぬことでありまう。できれば私は一緒のほうがいいと思ひます。いいと思ひますが、併し直接雇用になつた者について、間接雇用と同じ条件でなければいかんぞといふようなことは言えまうせん。御承知のやうに民間の工場全部、これは労働大臣が責任を持つておるのであります。民間工場といへども賃金にはいろいろの差があります。家族手当にはいろいろの種類があります。ある所もない所もありまうから、その問題を一々私どもがそれはけしからぬぞと言つても言ふわけには行かない。併し組合側から見れば、確かに異議を申立てられるのも無理からぬと考えまうから、その直接交渉で話が付かないといふことになれば、斡旋とか調停とかいふ問題も出て来るでしょう。私どもは直

接にはそれに対して干渉するわけには行きまうせんが、お話しがなければ、斡旋の労をとるべきであると思ひます。○堀眞幸君 それに関連してもう一言追加させて頂きたいと思ひます。実はその交渉の相手方が極めて不明確なのであります。何しろ向うは軍人さんであります。占領軍であるといふ建前の上に立つて今でも臨んでおるのであります。従つて労使双方が対等の立場において交渉することができまうかといふまうと、相手方がまうまうしてまうなかなかができまうない。現に横浜では地労委で以て斡旋案を出しているが、それを蹴飛ばしておる、こういう状況なのであります。ましてや誰が相手方かわからぬといふ場合が相違あるわけでありまう。それからもう一つ問題なのは、現在同じ例えは第一ホテルの中で直備とそうでないのとが同じような仕事をやつておる。そういう場合、これはどうしても労働関係の上から言つても、非常に不当なものではないかと、望ましいものではないかと考へるのであります。この二点に關して労働大臣はどのように考へますか。○國務大臣(吉武憲市君) この間接雇用にするのと直接雇用にするのとはどこで一体区別するののかといふ点については、これはいろいろ検討を要する点であります。一応軍が直接使用する者は原則として間接雇用にして、間接雇用については、特調が間に入つて、日本政府が責任を負うといふことになつておるのであります。併し、そうかといふと、それや駐留軍関係の、例えば今お話しになりましたクラブといふようなものは、私は恐らく駐留軍直接の責任ではなくて、駐留軍はクラブ

を作つて、そうしてクラブへ出入りしておる。そこに使われておる者である。私は思ひます。ですから駐留軍の直接の責任でない。従つて雇用関係は日本政府が間へ入つて、責任を負うという態度をとらなくては、向うさんが直接責任をとつて欲しいということになつて、直接雇用になつたと私は思ふ。それは家事使用人についても同様であります。私は本来から言えば、この占領行政というものがなくなつて来れば駐留軍が直接に使う者であらうと、間接に家庭的に使う者であらうと、日本政府が間に立つて責任を負うという形式をとることは、私はこれは筋から見ればいい筋ではない。だから私は當初はすべて駐留軍が責任をとるような方法で行つて欲しいと言つたのですけれども、組合側のほうにはそれは現実の問題として困る場合が多いということであるから、それは私は現実を主眼にすべきであるということで、間接雇用というものも認めることについてはいわける行政協定にも入つたわけなんです。従つて軍が直接に雇用しない問題につきましても、これはどうも一律に間接雇用と同じようにやるということには私はむづかしいのじやないか、まあ向うがやつてくれりや結構であります。が、むづかしいのじやないか。従つてそこにいろいろなバラエティが出て来る。問題は、条件が悪ければ人が来ないから人を得るに困る。従つて条件をよくしなけりやならんというふうなことによつて解決されて行くのじやないかと思ひます。併し争いがあつた場合に私も知らんというところはあります。争いがあれば進んで私も中に入りまして収めることは、丁度英豪

軍が呉において行われておりました問題につきましても我々は斡旋に乗出しておるわけでありまして……。それからその責任者が誰であるかということとは、これはその場所々々によつて異なる問題で、責任者が誰かわからんはずはないので、それじや一体君は誰に雇われているか……、誰に雇われているかわからんはずはないわけでありまして、必す雇用契約の相手方というものがある。そうすればその相手方が責任を負うべきである。ですから軍直接に使われる労働は、これは先ほど申しましたように特調というものが間に入りますから特調が相手方になる。明瞭でございます。そうでないものはその場所々々における雇用契約を誰としているかということ……、この雇用契約している相手方といわゆる団体交渉を持たれるのが当然じやないかと私はさうに思ふわけなんです。

○堀眞幸君 もう一点、実は第一ホテルの場合などは昨年六月から切替えられ、その前はPD関係の労働者であつたわけなんです。切替えられたために労働賃金も下げられたし、労働条件も非常に悪くなつた、こういう事態になつてゐるのです。よく話を聞いて見ますと、たしか切替えられた部分は、例えば第一ホテルの事業の中でも比較的収益関係のあるものの部面というふうなことのようです。併しそれらも必ずしも正確ではないわけなんです。その昨年の六月切替えられた場合の切替えの基準、そういうふうなものについては労働省のほうでは御存じないのでしょうか。ちよつと労働基準局長からでもお話を願へば……。

○政府委員(亀井光君) 明確な基準は

実は我々も十分承知はいたしておりましたが、大体の基準としましては、今ちよつとお話ございましたようにサービステップ等を得まして生活できるもの、従つて家事使用人も入りまして、それからホテル、クラブのサービステップをいたします職員、そういうふうなものも主体でございまして、直接軍が使用しますものは、先ほど大臣からお話のございましたように間接雇用で、大体そういうふうな考へております。

○堀眞幸君 それじや最後に要望しておきますが、労働大臣の先ほどの御説明もありまして、この方面も労働三法は適用され、問題の起つた場合には十分斡旋の努力もとられるというお話でありまして、現に第一ホテルや横浜の四百クラブに問題が起つておるのです。是非ともこれは大臣のほうにお願いしまして、この問題を打ち切りたいと思ふのです。

○委員長(中村正雄君) 堀君に言いますが、あとまだ菊川君の御質問もありますので、本案に関するものはその程度で打ち切つてもらいたいのです。菊川君に発言を許します。

○菊川孝夫君 私、この労働基準法の一部改正の法律案を出しになるに当たつて、先ず第一労働大臣の労働基準法と今後労働大臣が如何に現行の労働基準法と取組んで行かうかという基本的な態度を先ずお伺ひしたいと思ふのであります。と申しますのは、一方におきましては資本家側或いは自由党の委員諸君の中からもこの間の一般質問の中でも言われましたように、盛んに、中小企業で現在の労働基準法を

そのまま適用することに無理があるが、この点についてどう考へるかというふうな御質問もございました。又経営者側の中でも特に日経連等において、この労働基準法はアメリカから無理やり押し付けられたものである、だからして独立した以上は日本の実情に合うように根本的に改正せねばいかんというふうな主張もあります。国内におけるこのようないふような主張もある。又一方国外におきましては、日本が独立したからして再び過去のいわゆる低賃金政策で以て、いわゆるソシアル・ダンピングと言いますか、これで東洋各地へ荒しに来るんじゃないかというのの猜疑心が極めて濃厚なものであるというのを我々はこれは否定できないと思ふのです。こういう二つの荒れがある中におきまして、今後吉武労働大臣が、果してこの労働基準法は、法律の第一条にもございしますように、これは最も最低だ、だからして決して、この労働基準法があるからといつて、何も労働条件を切下げるといふようなことはやつちやいかん、むしろこれを向上させるように行くのだといふのがこの法の第一の目的だと思ひます。これは最低限をきめてあるのだから、できる限りにおいてこれはこれ以上向上して行くのがいいんだ、それに努力して行くというのがこの法律の第一の目的だと思ひますが、こういう三つの間におきまして、労働大臣が今後少くともこれを最低線としてしまつて今後上げて行こうとする考へであるか。更に切替えようとする動きに対して或る程度の同調を示そうとするのであるか。海外等の猜疑心に対してもどう対処される

か。この点について基本的にどういう取組み方をして行くかということを一つはつきりとお答へして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(吉武重市君) 御尤もな御質問であります。日本の今日の労働基準法は、これは私立案をいたしましたのでよく承知しておりますが、率直に言つて日本の国情から見れば、やや高い水準だと思ひます。といふのはどういふわけかと申しますと、この立案の基礎はこれを以て立案したかといふと、先ず従来の国際条約に規定された原則を一応拾つたのであります。立案の際に……。従ひまして今まで各種の条約がございしましたが、日本の国情に副われないからといふことで批准をしなかつた問題がたくさんございしましたが、終戦後においてやはり労働条件といふものは或る程度国際的基準に持つて行かなきゃならないといふ高い理想を以ちまして立案をいたしましたために、相当条約の原則といふものを取入れたから率直に言うならば、私は高いといふ批判があるのは止むを得ないと思つております。従つて今日まで施行いたしましたこの基準法に対する批判としては二つの意見がございします。一つは水準が高過ぎるといふ意見と、もう一つは余りにも手続が煩瑣であるといふこの二つが今日まで基準法について言われた私は批判ではなからうかと思つておる。併し私はこの場合にこの国際的な水準が日本の今日の国情に比べてやや高くても、それは一つの国際的な水準であるから、若し万難を排してそれが維持できるならば私はその原則は維持したいといふのが私の信念であります。で、その点は中小企業とし

ましては多少気の毒な点があるかも知れませんが、あるかも知れませんが、この労働者保護における基本的な原則、例えば最低年齢であるとか、或いは深夜業の禁止であるとか、そういうふうな労働法上最も人道的、或いは健康的から見て守らなければならないという国際的な基本については、多少の無理が

護上の基本的な原則というものはいいつていない。その実際の適用において日本の国情に馴染まない点の幾分かの改正或いは手続の簡素化というものを狙つておる。でありますから私は今後のこの労働基準法についての考え方というものはそのつもりで行きたいと思つております。

あつても、私はこれを守り抜いて行くといふことが是非必要ではないかという感じを持つております。ただ併しも一つの批判であるところの手續の煩瑣といふ点につきましては、これは私にはできるだけこれを簡素化し、又国情に即して行くといふことが必要ではないか、又原則は変えないけれども、個々の適用について実情に副わぬ点は実情に副わしめるということぐらひは私は必要ではないか、ただ国際的にきめた、国際的な事情の上に作られたこの条約をそのまま鵜呑みにして、日本の基準法にして、これは一歩も変えられないんだといふふうに窮屈にすることは却つて法を守らなくなることでありますから、私は国際的な基本の原則といふものはどこまでも守つて行くこと、併し手続や個々の適用について国情に副うような改正はこれは止むを得んし、又やることにおいて却つて法を維持するゆえんじやないか、こういふ観点から今回の改正にも着手をいたしまして、この基準審議会のほうへも私のほうからは案を示さなかつたのであります。これは法制審議会と同じであります。まして、労使双方から意見が出れば結局日本の国情に副うた妥当な結論が出るのだらうといふことで案を示さなかつたのですが、でき上つたものを見ますと、全く私が言つたような労働者保

それからイギリスやその他の国で日本に對して非常な危惧の念を持つておられるような点は私どもも拝聴いたしております。で、これは私率直に言ひまして、日本の労働組合が、まだ政府がどういふ案をどう持つて行くかか、即ちといふことを言わないうちから、即ち昨年の暮頃からどうも政府は非常な改悪をするんだらうといふふうな宣伝を、或いは又国際的にも働きかけられたんじやないかといふような節も見えなつたのであります。そつうのが手伝つて、我々がまだ案を考えない先かから、いわゆる國際自由勞連からもいろいろ抗議文が出る、紹介の手續が来るといふ状況でございます。これは私は非常に國際的には面白くない点で、我々今回改正しましたこのくらしい改正案は國際的に私は説明をすれば、なにこんなことがといふふうに恐ろく了解を得ると私は確信をしておる。ただ國際的に余りこの改悪するといふ宣傳のほうが行き渡つただけで、誤解を招いてゐるんじやないか、かように存じております。

○菊川孝夫君　今の労働大臣のお話を聞いておると、一方において万難を排しても維持して行きたいといふ言葉の裏から、個々の適用を一つ日本の実情に合わすと、個々で以て適用について

単にするということは結構だと思いますが、その言葉の裏には或る程度今後
も更には変えて行こうというか、少し
レベルを下げて行こうというような含
みを持つているように受取れるのであ
りますが、そういう意図はないのであ
るかどうかということを更に重ねて御
答弁願いたいことが一つと、もう一

つ、この労働基準法が施行されました当時と、今日の日本のまあ生産指数を見ましても、労働の生産性という統計を見ましても、これは相当開きができていっていることはこれは否めない事実と思われまします。あのような低いときでさえもこれを守ろうとしてやつたにもかかわらず、こういう第一条の目的のごとく立派に掲げたにもかかわらず、ずつと情勢が変つて来たときに、一つ個々の適用というやうな口実の下にレベ・ル・ダウンをするんじゃないかということをも最も労働者並びに外国の労働組合等も含めて、これについて疑いの眼を持つておると思うのであります。そこで結論的にお尋ねしたいのは、まあその個々の適用という口実の下にレベ・ル・ダウンをしようというやうなお考えは毛頭持つておらないのかどうか、この点をはつきり一つお答え願いたい。

○国務大臣(吉武憲市君) この点は先ほど申しましたように、国際水準を取入れております。この基本的なレベルを下げる意思はございません。これは現在の段階でも多少無理な点があるとは私は正直に思いますけれども、併しこれはできるだけ維持して切抜けて行けば、今御指摘になりましたように日本の生産がだん／＼回復しつつあるのでありますから、一時のあの苦しさで

さて耐えて来たから、今後これを耐えられるのはそう私はむずかしいはないだろうと、さように存じております。従つて、言猶を返すようであります。今度の基準法の改正を御覧になりますと、私が申しました点とそう抵触するところはなと思います。一番問題になつておりますのは十八歳から十

六歳までの技能者養成のための坑内労働、それから女子の一部の深夜業の問題という問題がこの基進法では恐らく一番問題になっていると思います。が、これとともしばしば申しますように、国際労働条約で認められた範囲のことである。日本の今置かれた事情が、国際労働条約で定められたそれ以上のものを今直ちにやつぱし認めなけりやならんというのは私は少し無理じやないか、せめて国際水準の線まで近づけて行つて、そして日本国の力がぐんと進んで来たときには何もよその國の付合いをする必要はない。それ以上に進んでも私は結構だと思ひますが、今のこのときに国際水準以上でも是非認めなきやならんと言われるのは少し無理じやないか、かように私は存じております。

○菊川孝夫君　よくわかりました。吉武さんの方針はわかりましたが、そこで今後起つて来る問題として考えなきやならんと思うのですが、労働大臣が、そういう方針の下でこの労働基準法を運営して行こうと、こうお考えになりましたも、一方において政府の政策といたしまして、何といたしましても、これは政府の政策というより日本国のどうしてもやらなければならんことだと思うのですが、まあ原料を輸入し製品を輸出する、原則的には……

政策は變つて参りますが、とにかく貿易經濟というものはこれは抜きにすることはできないと思ひます。従つて貿易經濟の上に立つに至つてはこれは國際競争というものは避けられないと思うのでありますが、國際競争に對処しようとした場合、當然コストの切下げということが何としたりしてこれは行わ

れなければならぬ。もう重大な要請であると思うのでありますが、そうなつて参りますと、資本家としてはどこにそのコストの切下げの余地を求めようか、こうした場合にまあ設備の近代化ということをすぐ言われる。或いは産業の合理化というようなことを言われるのですが、やはり一番狙いやすいのは労働条件というやうな、これは手つ取り早くやりやすいというところから、この労働条件の引下げというところに相当鋭先を向けて来るのじやないか、ここにコスト切下げの余地を発見しようとする力で行くということもこれは否定できないと思いますが、一応資本主義の社会においては当然だと思ひます。原料において安い原料を手に入れるとか、或いは設備の近代化と申しまして、なかなかこれは簡単に行かない。そうなつて来ると、一番手の着けやすい労働条件というところへ向いて来るのであります。こういう趨勢に向ひつたところということも労働大臣も又当然お認めかと思ひるのであります。又一方におきまして、そういうことに拍車をかけまして労働基準法の違反事件というものはこれは実際に起つて来ると思ひのであります。今でも現にもう相当数の違反事件が起きておるだらうと思ひのでありますが、さてこ

が、これらを今度は積極的にこういう所だけではまだ／＼僕は基準法を守らなくてもその企業が全然成り立たんという事はないかと思うのでありまして、ここらは実際に改正すべきであつて、勿論大産業の労働者の労働条件の維持向上ということも大事であります、こうした本当に恵まれない連中の基準法違反を一つ摘発して、これを保護して行くということが私は一番大事じゃないかと思うのですが、そういう方面にどうも改正の目が向けられておらない、こういうふうに考えるのであります、この点について基準局長、一つ現在こういう方面の業種におきまして極端に基準法違反というものは、宿屋の女中さんであるとか、或いは特飲街の接客婦というような人はひどい労働条件にあるのじゃないかと思うのです、こゝろは一本手を出さなければなら

うかといふことと、六十二条の四項に
おいて絶対手は出せんのか。さりなが
ら皆さん宿屋へ、温泉旅館に行つて、
一流の温泉旅館にお泊りになつてこれ
をお聞きになればわかるが、ひどいも
のでありまして、これでは決していい
とされておりますが、一番条件に恵まれ
ない人たちがこういう状態におかれて
おる、こういうところに改正の鋒先を
向けようといふ意図はないかどう
かと思ひます。

○政府委員(亀井光君) お話の点につ
きましては、現行法の建前におきまし
て、専らサービスをいたします業種
につきまして、客の便宜を考えまし
て、多少労働時間等につきまして例外
を認めつておるわけでありま

す。お話の旅館、料理屋その他の接客につきましても、お話をそういうところから出ておるのじやないかと思うのでございしますが、これは併しそれかといつて、法律で野放しにその時間の制限を撤廃しておるわけじやございませんで、一般のお客が利用し得る限界におきまして、できるだけそのサービスが行われますように、お客に迷惑をかけないようという趣旨で認められておるわけでございます。併しなからその労働条件が妥当かというお話は、賃金その他の問題かと思ひまするが……

○菊川孝夫君 賃金は別といたしまして……

○政府委員(亀井光君) 賃金等につきましてはお話の通り、それから先ほど大臣も申し上げましたように、これは当事者間の話し合いでございますが、労働時間につきましては、我々として十分いろいろ監督をいたしておるわけでございます。ただ審議会におきましてこの問題について意見はなかつたかどうかというお話でございますが、基準審議会におきましてこれらの時間についてもう少し緩和してくれという希望は出ておりました。併しこれにつきましても公益側なり、労働者側から反対がございまして、現状の程度で取りあへず労働条件というものを維持すべきじやないかという結論で、その問題は出なかつた、ただこれを短縮してくれという、或いはその例外を撤廃してくれという意見も一部にはございしましたが、審議会におきましても、サービス業務でありますだけに、それによつて客人にサービスが十分行われないということになれば、これは却

つて社会的に困るのじやないかということ、現在の法規に手を触れないという答申になつてゐるわけでありませう。

○菊川孝夫君 いや、私は労働条件の問題を余り、これは対等の立場でめけて行くのでありますから言わないのだから、労働時間が極端にひどいのです、実際問題として……これは法律で取締り得ると思うのですが特に女中さんあたりを實際に行つて取調べて御覧なさい。一流の旅館におきましては休む時間などは殆んどないのですよ。それはサービスだから……、それならば交代制にするとか、何らかの方法を、労働基準法をこの際に改正するならば、そういうところに向けても、これは又設けても、それだけの余裕は僕らは持ち得ると思う。中小企業だと言つて、この間一松さんなんか相当言われまして、ここらでは或る程度僕は料理屋等におきましては、交代制にして保護してやつても、その企業が成り立つて行かないというところはないと思ひますが、こういうところには全然向けられないというところは、私たちとしては極めて不満である。そういう一番下のところを先ず第一番に挙げて行くようにするといふことが一番大事だと思うのであります。この点については今回の改正に挙げられていないのは不満ですから、速かに一つ実情を調査をされまして、労働委員会等においても、暇があつたら調査することにしたと思ひますが、この点を大体申上げておきます。

次に今度は第三国人といひますか、旧朝鮮人であるとか、アメリカ人とか、今後はこの人たちの企業が日本国内において多くなつて来ると思ふのであります。これらの人たちに向つて、外国人に向つても労働基準法を本当に日本人に對すると同様の基準において、嚴重に一つ対処して行く勇氣があるかどうかといふことについてお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(吉武重市君) 只今の外国人が使用主である場合の労働法の適用でございますが、これは勿論適用もございしますが、私ども監督の面においては欠くるところなきやうにいたしたいと思つております。

それから先ほど来菊川さんのお話になりました料理店、飲食店等に使用されておる雇用者に対する問題は、御尤もその点が多いと思ひます。この点は私も今後とも努力いたすつもりでございます。それからただ、その中で一般の料理店、飲食店の問題もさることながら、特に特飲等におけることながら、特に特飲等におけることながら、子に對する保護の問題といふことも、これも相當重要な問題でございします。目下婦人問題に對する審議会を開きまして、それで諮問中でございます。……御検討を願つておきます。

○委員長(中村正義君) ちよつと菊川さん待つてもらいましよう。今のに關連して、基準局長、現在の法規はいろいろ政令その他でやつておると思ひますが、料理屋とか、旅館等の、いわゆる労働時間に関する現在の状況、それからもう一つは、こういう地方の基準局でそれ〴〵監督いたしてあります。が、基準違反の問題は方々にあるわけなんです。こういう料理屋、旅館、特飲等において、基準違反は、件数が今までのくらゐあつたかといふことを次回までに資料を出して頂けませんか。

○菊川孝夫君 それはやつてない、これは殆んど黙認、頗かむりの形で、それで方向を変えて、それではそこを言うのです。これは真剣に取組まなければならぬといふことをはつきり申上げて次の問題に移ります。次に、今度の改正法案の中に労働者の過半数を代表する者との書面契約という字句が新たに出て参つたのであります。が、一体これはどういふ目的でこういう表現を今度されようとしておるのかといふと、私は一つは、労働組合に又第二組合奨励の意味でやられたか、労働組合を企業の中に設けさせなくて、そうして實際には昔の大家族主義を大きな企業の中に植付けようとして、いろいろものを認めて行こうという趣旨のものと考えられたやうに思ふのであります。例へば曾つての国鉄内部における或いは鐘紡の中における大家族主義、そういうようなものを育てようとして、今度の労働者の過半数の代表としての書面契約といふ文章を用いられたのではなからうかと、かように思ふのであります。この点なせここのやうな表現をされたかといふことを一点、次に代表者の確認方法を今後どうしてやつて行くのか。委任状を、みんなの過半数の委任状を付けさせて届けさせるのであるか、それとも、これは過半数だといふので、どうしてもこれが委任状を全部とるといふことになること、私はいいと思ふのであります。が、そうでないと、ボスが代表者だと言つて、少しの連中だけが出て簡単に代表者になつてしまふ。殊に實際に言つて、いつ代表者になつてもらつたか覚えてちつともないといふやうな状態になるのであります。これが確認方法について、事務的にちよつと細かくなると思ひますが、これは大事な問題だと思ひますので、お答え願ひたい。

○政府委員(亀井光君) 労働者の過半数を代表する者との協定のお話の問題は、現行法におきまして、第三十六条の時間外協定につきまして、労働組合がある場合におきましては労働協約、労働組合のない場合におきましては労働者を代表する過半数の同意という条件が付いておるわけでありませう。その公式をそのまま持つて来たわけでございます。例へば第二十四条の賃金の支払の際におきましては、法令又は労働協約に別段の定めがある場合のみ賃金の一部控除を認められておるに過ぎないのであります。従つて労働組合がないものにつきましては、賃金の一部控除はできなかつたのでございします。今回はそういうものもやはり購買組合の売却代金とか、或いは共済組合の掛金などというふうなものについても、やはり控除の必要が認められて来ました。従ひまして、組合のない場合でも労働者の過半数を代表する者との協定の途を開いておる。これは三十六条の前例に従ひまして、そういう表現をいたした次第でございします。然らばその過半数以上の同意を如何にして証明するかという御質問でございしますが、この届出の中におきまして、当然労働者の過半数を代表する者、過半数で協定したといふことを証明する書類を付けることになつております。届出の中に、従ひまして、その出ました書類を監督署において、それが正当と認められるかどうかということによりまして、そ

の届出を受理するかどうかということ
がきまつて参るかと思ひます。一番正
当なのは、過半数のものが署名捺印す
るのが一番正確だと思ひますが、事
実上、そういうことが何らかの形で証
明し得る書類が添付されれば、それで
も我々としては、その書類を受取るこ
う取扱になつております。

○菊川孝夫君 事実上証明されるとい
うのは一体どういふものか、今までこ
れは現行法の中にやつておられるとす
るなら、一体前例があるか、それとも
現行法ではどういふ書類でこれを確認
しておられるのですか。これは非常に
むずかしい問題だと思ひますが、今の
複雑にだん／＼なりつゝあるときにお
いて、基準局長は今組合だといつてお
る。ところが第二組合ができた、それ
は組合中じやない。ところがこれは過
半数というので会社の中でこういうこ
とが起るかも知れないと思ひますが、
そういう場合に一体どうして一方の労
働組合のほうは承認しない、労働協約
で以てやつておるから承認しない、そ
ういふときに過半数の契約だといふの
で、これは過半数の代表だといふよう
なことで書類を確認することになつた
場合に、過半数だといつた連中を基準
局は認めてしまふといふことになる
と、一方はそうじやない、こういふこ
とになつて複雑になると思ひますが、
今度のほうのやつには貯金の
問題なんか出ておると思ひますが、
ありますが、これは私が先ほどからお尋
ねしたように、基準局長も御答弁になつ
たように、皆の委任状、或いは署名捺
印したものを確認するといふなら何を
か言わんやで結構だと思ひのでありま
すが、その点はただ単にこれならよか

ろうという書類で以てやつて行くのだ
と言われるけれども、具体的にどうし
てやつて行かれるのか、これを一つお
聞きしたい。

○政府委員(亀井光君) 基準監督署と
しましては、組合員の数がわかつてお
りまして、今のお話の第二組合の問題
がござりました場合には、第一組合、
第二組合の組合員数がわかつておりま
すので、その員数で代表し得るものの
権限の範囲というものが大体見当がつ
きます。それが正當な代表する権限の
ない場合には、勿論それは書類を受理
しないのであります。それから組合の
方針として、できるだけの指導
方針として、できるだけの指導
過半数の者の連署というものを一応指
導方針としていたしまして、それを確認
いたしておるようなわけでありませう。
○菊川孝夫君 今度は労働協約又は過
半数のなによつて、殆んど使用者は
金融機関的な仕事をやることになるわ
けであります。この十八条の二項に
よりまして、これと一般金融機関との
摩擦というようなことはお考えになつ
ておるか。これは大分問題が大きいこ
とであります。例えば今後この
条項を非常にだん／＼と、今一番
何といつても使用者のほうで大事な
は資金繰りだと思ひます。で、或る程
度皆職場とどん／＼貯金をさせるとい
う方法をうんと強力に進めるといふこ
とになります。で、零細な貯金がここ
へ集つて来る。そこで零細な簡易保険
の年金の運用権で、大蔵省でやるか、
郵政省でやるか喧嘩しておるようで
すが、それはなぜかといふと、貯金の
運用権を持つたものが強いといふこと
になるから、五万、十万とまとまつた

金を持つておる会社におきまして、こ
れの運用権限を使用者が持つというこ
とは、これは非常に利益になるといふ
ことになりまして、一般の金融業との
調整というものは非常にむずかしい
つて来ると思ひますが、今後
労働省はこの十八条の活用によりまし
て、大いに一つ職場貯金をやらせる。
これは大体労働省と大蔵省との間にも
一応話し合ひがついてやつておられるの
か。それとも職場貯金といふことにな
つてこれを見ますと、貯金の利子が一
般の金融機関の利息よりも下のところ
へは行かないといふのですが、上のこ
とは言つておりませんから金融と
か、或いは金融機関あたりから会社
者の貯金を預かつたときは相当金融機
関よりも高い利子をつけて預かつてや
れると思ひますが、これは僕
らも金融の内部におりますときに共済
組合といふのがございまして、ここ
で貯金を預かつてもらつて、郵便局へ
持つて行くより高いといふので、大変
これを利用したものであります。今
後この条文によりまして、どの企業に
おいてもそういう方式をとつて来ると
思ひます。それはまだ現在一
般金融といふものは、それでありま
す。僅かの金でありまして多数の
ものから預かるということになりま
す。大きな企業においては相当な金額
になると思ひます。これを大いに奨励
するといふ目的で以てこの条文を改正
せられておるのか。そういう方針で行
くとするならば大蔵省との間の調整も
十分話し合ひがついての上か。今後法律
の運用方法はどういふふうにしてやつ
て行こうとするか。この点を一つはつ

きりお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) この問題につ
きましては、これを奨励するといふ意
味のものではございません。ただ手続
の簡素化をすることを主眼としてこれ
を取上げたのでございませう。手続を簡
素化した結果として、こういふもの
のがより合理的に、より頻りに行われ
るという結果は或いは出て来るかも知
れませんが、それ自体を目的としたも
のではないのであります。それから大
蔵省との話し合ひは、これは我々とし
て事務的には話し合ひを付けてござい
ます。併し又これは業として行ふのは
ございませんで、一般の金融業とそこ
に競合するようないふことと存じて
おります。

○菊川孝夫君 いや、これは金融が
このように振舞つてないやうな時であ
つたならば、これは一つの福利施設と
して結構なんです。郵便局へ持つて行
つたり、銀行へ持つて行くよりもう
この会社に預かつてもらつて、ところが
こういう金融振舞の状況においては、
この状況を非常に使用者側、資本金
側、企業者側では活用しまして、金融
振舞打開の一つの方法として用いるだ
らう、私はそう思ひます。それであり
ますが、そのことも当然考慮に入れてお
るかどうか、この点も一つ伺ひたい。も
う一つ、この十八条によりまして、一使
用者は、労働者の貯蓄金をその委託を
受けて管理する場合において、労働者
がその返還を請求したときは、遅滞な
くこれを返還しなければならぬ。こ
れは考えようによりましては、ずつ
と五年間で一億なり溜つてゐる、そこ
で何か問題が発生しまして、直ちにそ
れを下せといふことをみんな連名で要
求をした、そのときでも当然これは返
じ得るのだ、こういふふうには解釈し
てよろしいですか。これは返さなければ
ならぬ問題であり、いわゆるモラト
リヤム的な取付け騒ぎといふやうな、言
葉を換えて言ひますと、そういう方法
もとり得ると思ひますが、企業
業者のほうで皆これを廻しておる、相
当な大きな金額だ、併し労働者のほう
では必要あつて年末の資金の要求をし
た、ところがなかなか思ひようには要
結をしなかつた、止むを得ないからこ
の貯金を全部下して相互に融通し合
うじやないかといふやうな方法も考え
られると思ひますが、それでも
必ず返さなければならぬ、こうい
ふことになつておるのですが、そう
いふふうには解釈してよろしいと思
ひます。

○政府委員(亀井光君) それは改正条
文を御覧願ひますとわかりますように、
使用者が一方的にこの制度を利用する
ことはできないのでございまして、労働
組合がありますときには労働協約、労
働組合がないときには労働者の過半数
以上、従ひまして労働者の意思に従つ
てこの制度を使用者が行うかどうかと
いうことがきまつて参ると思ひます。
その間の心配は要らないかと思ひ
ます。それから返還につきましては、
この法文の通りに返還の請求があり
ましたら、直ちにこれを返還しなければ
ならないといふ義務があります。従
ひましてそういうことを前提として使
用者はその資金の管理を行ふべき義務
を発生して行くといふことは考へてお
ります。

○菊川孝夫君 そういふふうには了解し

要な品物を労働者が使用者から押付けられる、そういう虞れが多分にある。従つてそれが又賃金の切下げになつて行く虞れもあるといふところから現物給与につきましても、労働協約でなければ認めないという現行法の精神を活かしておるわけだ。併し一部控除の場合には、例えば自分が購買組合で買ひました代金その他について、本人もよく存じておられますから、従つてこれには特別の弊害が認められないから労使の過半数の協定でもいいのじやないかという趣旨でこの改正が出ておるわけでございます。

○菊川孝夫君　よくわかりました。では私はこれで……。

○委員長(中村正雄君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中村正雄君)　速記を始めて下さい。あと質疑の残つておるものもありますけれども、この委員会の部屋の都合もありますから、そういうかたの御質問はあとに廻しまして、日程として協議いたしましたいわゆる第一読会としての労働基準法の質疑は今日を以て終りたいと思ひますので、御了解願ひたいと思ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十四分散会

六月十四日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、労働諸法規改正反対に関する請願(第二六三三号)(第二七一五号)
- 一、公共企業体労働関係法廃止に関する請願(第二六三四号)

一、労働関係法規改悪反対に関する請願(第二七五八号)

第二六三三号　昭和二十七年五月三十一日受理

労働諸法規改正反対に関する請願

請願者

岐阜市岐阜駅内国鉄労働組合名古屋地方本部
内岐阜支部内　山県敬次郎外九十三名

紹介議員

吉田　法晴君

現在政府は、労働三法を改悪せんとしているが、現行法は憲法によつて保障された国際水準最低のものであつて、これを改悪することは、労働者として堪え難いことであるから、労働諸法規の改正に反対であるとの請願。

第二七一五号　昭和二十七年六月四日受理

労働諸法規改正反対に関する請願

請願者

群馬県碓氷郡板鼻町全群馬県炭鉱労働組合内
野村馬三郎

紹介議員

梅津　錦一君

現在審議されている労働関係諸法規の改正は、労働基本権をばく奪し、健全な労働関係を崩壊させる結果となるから、これが改正については充分審議を重ね、労働組合の保護育成と健全な労働関係の確立を図られたいとの請願。

第二六三四号　昭和二十七年五月三十一日受理

公共企業体労働関係法廃止に関する請願

請願者

岐阜市岐阜駅内国鉄労働組合名古屋地方本部
内岐阜支部内　山県敬

次郎外九十九名

紹介議員

吉田　法晴君

現行公共企業体労働関係法は、公共企業体職員である者に対し、憲法に保障された労働権を制限する悪法であるから、一般労働者同様の労働権を与えるよう同法を廃止せられたいとの請願。

第二七五八号　昭和二十七年六月九日受理

労働関係法規改悪反対に関する請願

請願者

東京都港区芝三田四国町二ノ六日本労働組合
総評議会内　原口幸隆
外四十四万八百四十八名

紹介議員

松浦　清一君　吉田法晴君　菊川　孝夫君
木村義八郎君　片岡文重君

労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案、および地方公共企業体労働関係法の政府原案を否決せられたいとの請願。

昭和二十七年七月二十一日印刷

昭和二十七年七月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所